

山岡会長 それでは時間になりまして皆様お揃いになりましたので始めたいと思います。それでは次第に従って進めさせていただきます。

まず第1回委員会の議事の確認ですが事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） はい。前回7月9日の委員会の議事の確認についてですが、事前に各委員の皆様には議事概要及び議事録を送付して、趣旨や変換の誤りなどがないかチェックしていただいたものを、資料1としております。

山岡会長 先ほどの事務局の説明に対して、何かご質問等ございませんでしょうか。

なければ議事録及び議事概要についてはこの内容で確定することといたします。

各委員 （了承）

山岡会長 次に、議事の条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄の諮問について、資料2にありますとおり、公文書館長から7月29日付けで当委員会に、条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書の公文書館への移管及び廃棄についての諮問がありました。事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） はい。今回審議いただくのは、前回までと同様に保存期間が満了した施行日前公文書及び施行日後公文書を公文書館へ移管及び廃棄することについて適当であるか、ご確認いただきたいと思います。

答申案につきましては、【資料4】として、前回の答申をベースに、委員会として、移管が適当、廃棄が適当とするものがあった場合の案を付けています。

なお、本日の審議により、別紙1、別紙2が決まって、前回と同様に各委員に答申案を示して、了承いただいた上で答申が決定されることとなります。

事前に送付させていただきました、お手元の保管公文書ファイル名目録の見出しの順番のとおり、後ほど、公文書館から各実施機関の保管公文書ファイル名目録について説明をさせていただきます。

山岡会長 それでは議事の審議に戻ります。なお、移管・廃棄する公文書については、公文書管理委員会運営要領第8条第4項に基づき、渡部委員と依田委員を指名して、実施機関及び公文書館の選別が適当であるか、事前に歴史公文書該当性の確認をしていたいております。

これから各実施機関の保管公文書ファイル名目録について、公文書館から説明をしていただきますが、各実施機関のファイル名目録の説明ごとにお二人から報告をお願いしたいと思います。

それでは公文書館から説明をお願いします。

公文書館 はい。それでは、選別結果の説明に入ります。

本日の委員会で審議いただくファイルは26,334冊で、うち当館で移管と判断した公文書ファイルは939冊となっています。

本日の資料のうち、資料の3にありますのは、各実施機関と公文書館とで協議した後においても、一次選別と二次選別結果が異なる公文書ファイルの一覧です。

すみません。資料をお配りしたときにはまだ実施機関の結果が出揃っていなかったもので、あくまでこの資料3が意見相違の最終ということで、これに沿って説明をしていきます。

まず最初に、集中管理書庫の選別結果について説明をします。

今回選別対象がほとんどこちらなってるんですけども、これは各実施機関の5年保

存、10年保存の文書のうち、法務文書課が管理する集中管理書庫に引継ぎを行い、保存期間が満了した文書が対象となっています。

では早速説明に移ります。

4ページをお願いします。政策企画課です。政策企画課は、これまで同様、全庁的に部の政策の総合的な企画それから調整を担当していることから、県市連携会議、全国知事会、政策提言、総合教育会議等の文書を移管としています。

それに加えて、今回この75番と76番、一番下のページの一番下の2行になるんですけれども、秦南町のシキボウ跡地の活用に関する文書があります。

これは、高知県土地開発公社が所有していた秦南団地のシキボウ跡地について、平成25年に開催された、高知県と高知市の連携会議で、南海トラフ地震に備え、平時の消防機能や救急医療機能の強化を図るために、高知市の北消防署と高知赤十字病院の整備を前提に土地利活用の具体的な検討が決定されたという、そういった過程が分かる文書であるということから、移管と判断しました。

その他は、先ほど説明した県市連携や知事会等、そういったものを移管としています。

続いて9ページをお願いします。9ページの広報広聴課です。

56番からその次の最後の10ページ62番にかけまして、観光、教育、健康等の政策に関する広報番組の文書があります。これらは内容を確認したところ、委託業者が作成したシナリオ、台本のみがとじられており、完成した映像の成果品は含まれていないため、これらは廃棄と判断しました。

続いて13ページをお願いします。中山間地域対策課です。

中山間地域対策課は、本年度より組織の機構改革があり、昨年度まで鳥獣対策課が所管していた業務を担当することとなりました。

今はこの課内に鳥獣対策室という形であるんですけれども、52番以降が現在の鳥獣対策に関する文書となりますが、これらについて、シカ等の県内の鳥獣被害や対策が分かる文書は移管とし、市町村が提出した補助金に関する定例的な文書については廃棄と判断しました。

続いて少しページが飛ぶんですが、53ページをお願いします。

53ページが市町村振興課になります。

市町村振興課は、市町村の普通交付税、特別交付税、起債、予算等財政に関するものが全般的に移管と判断しています。

特に今回注目したのが304番それから307番に、ふるさと納税に関する国からの調査に関する文書があります。

ふるさと納税制度は、受入数が年々大きく増加する一方、地元産品ではない商品を返礼品とする等、返礼品競争が過熱し、令和元年度には、県内でふるさと納税をめぐる汚職事件で逮捕者も出るという、影響が大きいものでした。

今回、返礼品見直し調査とともに、当時の県内の各市町村の状況が分かるものとして、これらを移管と判断しました。

続いて、同じ市町村振興課ですが57ページをお願いします。

385番から387番に「公共施設状況調査」というのがあります。これは市町村の公共施設の面積や構造等が国の様式に記載され、また、これに関連する資料として、図面や建物の詳細に関する資料が添付されており、こうした市町村全体のまとまった形で編まれているということから移管と判断しました。

続いて83ページをお願いします。保健政策課になります。

1番からその次のページの84ページの28番までは、安芸総合庁舎、幡多総合庁舎、中央東福祉保健所の建て替えや耐震補強に関する文書となっています。

このうち、庁舎の駐車場に関するものや管理委託の文書、中止された外構工事や進捗管理に関するもの、資料等は廃棄と判断しました。それ以外は移管と判断しています。

続いて、85ページをお願いします。同じく保健政策課ですが、43番と46番「病院の耐震改修状況調査」というのがあります。こちらは、厚生労働省が実施した調査なのですが、災害拠点病院や救命救急センターを含む県内の全ての病院の耐震化や今後の予定についての内容が分かり、経年変化が把握できるものであるため、移管としました。

続きまして163ページをお願いします。障害福祉課です。

一番上の1番のファイル名に出ている「社会福祉審議会」とあります。

これは、地域福祉政策課が所管する審議会なのですが、この社会福祉審議会には三つの専門分科会があり、このうち、身体障害者福祉専門分科会については障害福祉課が担当しています。

1番のファイルには、この身体障害者福祉専門分科会に属する審査部会、それから、厚生医療部会に関する内容のものが含まれており、障害程度の審査や指定自立支援の医療機関の指定等についての審議であるため、廃棄としました。

続いて169ページをお願いします。

先ほどの審議会は廃棄と判断したんですけども、今度はこちら169ページ、130番と131番に高知県自立支援協議会、専門部会とあります。

こちらの方は、障害者の相談支援体制の構築推進を図るために、要綱に基づいて設置された協議会となっています。内容としましては市町村の相談支援体制の状況の把握や整備の方策、それから相談支援の従事者の人材育成を協議する場でして、人材育成部会と相談支援体制づくり部会という二つになっています。今後更に就労支援部会も設置される予定であり、いずれも日本一の長寿県構想の中でも位置付けられた重要な施策であるため移管と判断しました。

続いて267ページをお願いします。産業デジタル化推進課です。

1番に「H23ゲーム補助金（小悪魔の条件）」というのがあるんですけども、こちらは、高知県に新たにコンテンツソーシャルゲームの産業を創出することを目的として、県と四国銀行が設立した高知コンテンツビジネス創出育成協議会というのだったんですけども、こちらはソーシャルゲームの企画コンテストを開催し、第1回の入賞作品をゲーム化したものになります。これは全国で初めて、自治体の産業政策によって誕生したソーシャルゲームということで、非常に珍しい事例であるということ、高知電子計算センターと高知システムズがこれを開発したということで、こうした背景も踏まえて、この補助金のファイルを移管と判断しました。

続いて273ページをお願いします。工業振興課になります。

13番から15番まで「経営革新計画」とあります。これは、中小企業庁が推奨する中小企業の生産性の向上を図るための取組の一つであり、新しい事業活動に取り組む事業者に対して、当該計画の申請を支援しておりますが、これらのファイルの中は全て個々の企業の経営革新に関する文書であるため廃棄と判断しました。

続いて307ページをお願いします。観光政策課です。

168番から308ページの181番までバリアフリー調査表というファイルがあると思いま

す。こちらは、県内の観光施設におけるバリアフリーの調査を行い、ホームページ「高知のバリアフリー観光」に掲載する情報を更新していくというものです。

このファイルの中には、個々の調査表があり、本来掲載前の結果がホームページに掲載する前のまとまった形の文書を移管すべきと考えておりましたが、いずれもそれに該当するファイルが見当たらなかったということもあったため、これらを移管と判断しました。

次に382ページをお願いします。防災砂防課です。

25番から28番まで、第1回公文書管理委員会でもありました、平成30年の7月豪雨に関する文書があります。「災害報告」や「被害報告」というタイトルになっていますが、こちらは各市町村から提出された報告、県が国へ提出した報告等であり、これらをまとめて全て移管と判断しました。

以上、この集中管理分は7,743冊で、うち移管と判断したファイルは764冊となります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡部委員、依田委員からご報告をお願いします。

渡部委員 まずは、143ページ111番に「戦争犠牲者団体援護費補助金」があります。これは大変薄い冊子なんですけれども、遺族会を中心とした毎年の活動に対する補助金の申請の関係です。

中を見ますと、慰霊祭への参加とか戦争関係の行事が書かれていて、それ自体は例年どおりということでありますけど、毎年参加者が微妙に変わっていったような気がします。戦争の体験者たちの変容というのを見るためには、小さな冊子ですけど、残してもらいたいと思いました。

戦争関係は、戦時中の状況が分かるものとかだけではなくて、近年の現代史研究では、戦争経験者あるいは外地からの引揚者の生活、戦後の生活あるいは戦後社会への関わり方とか貢献だとか、あるいは引揚者が開拓をしていくとそれによって農地が拡大するだとか、いろんなところで戦争が関係しながら戦後社会が動いているという視点での研究が盛んになっておりまして、戦後の戦争関係の資料というのは、できれば残していったもらいたいと思いました。

次が279ページの120番です。これは「鉱業法第24条に基づく協議」という標題が書かれているものです。鉱山関係の会社が新しく採掘権を得ようとする場合あるいは採掘内容が変容する場合に国へ申請をいたします。そうすると、国から県へ調査の指示がなされて、今度は県として、県庁の関係課、それと関係する市町村へ、これに関係する法令、条例等他にないか、あるいは開発において気をつけるべきことはないかという総合調査が行われるようですが、それが全部とじられたものです。一つの鉱山の動きによって、様々な分野が動くということで大変珍しい資料です。毎年作られるのかと思ってお聞きしましたら、高知県で関係する会社は4社しかなくて、しかも申請が行われたときにしかこういう資料は作られないということで、残しておくが高知県の鉱山の動きというのが一目瞭然ということになります。これはぜひ残してもらいたいと思いました。

私が気になりましたのは、この2点です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい、それでは私から報告します。まず75ページをご覧ください。

75ページの75番、一番下です。南海トラフ地震対策課の「南海トラフ地震対策関連予算」というものです。予算関連文書は財政課で取りまとめられ、移管されているようで

すけれども、ここにつづられているものは、財政課で取りまとめた項目の内訳が細かく載っておりまして、知事部局は当然として、公営企業局とか警察、その他の県の関連予算が全て詳細に載っているようです。ということで、これについては、財政課から移管されるものにはないということなので、これを移管するのが適当と考えております。

次が129ページお願いします。

129ページの45番、薬務衛生課、ここに「平成30年毒物劇物取扱者試験」というものがありまして、これは県で作った試験問題が含まれているということで、これは移管が適当と考えております。

次が139ページの40番「平成25年度条例改正（プラザ使用料外税表示への変更）」ということで、条例と条例施行規則もありましたが、それらを改正する文書ということでこれは移管ということになります。

次が170ページの158番。これについては、意見相違しているファイルですけれども、資料3をご覧くださいと分かりやすいかと思います。資料3の一番上に載っているものですが、これについては当初は廃棄で出てきて、二次選別で移管ではないかとなったものです。それを原課に確認したところ、これについては例年の定例的な文書であり、調査の結果は、次期の計画策定文書に含まれているということでした。そこで、別の次期の計画の文書を確認したところ、確かに含まれておりましたので、これについては、そちらが移管になるということで、これは廃棄で問題ないと考えております。

234ページの70番、これも先ほどの資料3の二つ目に入っています。

私学・大学支援課の「卒業生就職状況調査」です。これについては、原課は廃棄と言ってきたんですが、二次選別の結果が移管ということで、私立学校の就職状況に関する文書があって、それで県内のものも一部載っておりましたので、これについては、公文書館の言うとおりで移管が適当で問題ないと考えております。

次、257ページの94番。地産地消・外商課のもので、これも先ほどの資料3の三つ目に載っているものです。これはアンテナショップ、吉祥寺の高知屋というところのものです。これについては、原課は廃棄、二次選別では県の各種施策に関する文書であり移管が適当ということだったんですけれども、原課は、県が運営している店舗ではなくて、民間の事業者が運営し、昔からやっているものであり、これまでもずっと廃棄にしていたということでした。この時期は、始まったり終わったりした年度でもなく、継続中の変化のないものということなので、これは廃棄で問題ないと考えております。

次が275ページの45「地場産大賞」というもので、これは資料3の四つ目に書いてあるもので、二次選別では、県の重要施策であるため移管にしております、中身を見ると、やはり知事の表彰とか、また、去年までも移管されていたということで、これは公文書館の言うとおりで、移管が適当だと考えております。

次が317ページの50番「平成30年度政策提言」。これについては、竜串地域の観光クラスター関係の政策提言、部長提言でありまして、これしかないものということで、移管が適当だと考えたところです。

同じページのその次の51番「竜串海洋観光クラスター」というもので、新しい足摺海洋館のオープンに向けての地域の観光産業の連携体制を推進する協議会というのがありまして、その会議の議事概要とか配布資料がつづられていたので、これは移管が適当だと思ったところです。

次に資料3をご覧くださいいたいたいですけれども、5番目以降の道路課のものです。こ

これは5番目から次のページの19番目まで。これについては、二次選別で移管としたんですけれども、中身をよくよく見ると、高規格道路のインターチェンジ周辺の施設整備の文書であれば、高規格道路の附帯工事の文書ということなので、これについては、原課の言うとおり、廃棄で問題ないかと考えたところです。

以上です。

山岡会長 はい。それでは、順次やっていくことにいたします。

まず75ページの75番。これは従前からの南海トラフの地震ですから、従前の経過からすると残すということになろうかと思います。よろしゅうございますかね。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。次が129ページ45番。毒物劇物取扱者試験は県がやるんですね。知らなかった。独自に作った問題ということでこれは残すということでよろしゅうございますかね。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。次が139ページ40番。これは条例の改廃に関するものですから、これは残すということでいきます。

次が143ページ111番。参加者が微妙に違うということで、例年のことですが残しましょうということで、残すということでよろしゅうございますかね。

各委員 (了承)

山岡会長 次が170ページ158番。先ほどの依田委員のお話ですと、調査結果を移管するというので、これは障害者施策推進協議会資料に含まれるために、廃棄で構わないということで、それでよろしゅうございますかね。重複するということですよ。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。その次が234ページ70番。卒業生就職状況ということで、移管が適当ということで依田委員の方からもご意見をいただいておりますのでこれは移管するということにいたします。

各委員 (了承)

山岡会長 次が257ページ94番。アンテナショップ。過去の売上に関する文書であって、廃棄でいいのではないかとということで、廃棄でよろしゅうございますかね。公文書館も。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。廃棄ということにいたします。

次が、279ページ120番「鉱業法第24条に基づく協議」ということで、鉱業権というのはあまり資料がない。貴重な文書ではないかと思います。これは残しましょう。

次は317ページ50番「平成30年度政策提言」。これは竜串地区の観光クラスターについての政策提言ということで、その次の51番も含めて移管が適当ということで移管といたしましょう。

各委員 (了承)

山岡会長 次が387ページからの一連のものです。中身を確認すると、関連の附帯工事に関するものだから残さなくてもいいのではないかと依田委員のご意見で、附帯工事であればいいということだと思いますが、それでよろしいですかね。公文書館も。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。これは廃棄ということで、資料3でいきますと、5番から19番までですか。これは廃棄ということにいたします。

各委員 (了承)

山岡会長 これで全部やりましたかね。

それでは、知事部局の集中管理公文書ファイルについての審議を終わります。

次は、知事部局の本庁所属保管の施行日前公文書のファイルについて説明をお願いします。

公文書館 続いて施行日前の知事部局の本庁についてお知らせします。

基本的には前回の第1回の公文書管理委員会ではほとんどの所属が諮問を終えています。が、前回、ファイルの所在や内容が未確認で審議を見送ったものや新たに移管文書が見つかったものを目録に掲載しています。

441ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。

こちらは、県内に5か所設置されている総合防災対策地域本部に置いている文書が目録に掲載されています。保管場所のところに記載しているんですけども、本来であれば、その5か所の地域本部のものを、南海トラフ地震対策課が取りまとめたものがあるということが考えられるんですけども、そしてそれを移管とすべきと思っているんですが、この地域本部にある文書と、南海トラフ地震対策課にある文書の保管ファイル名が一致していないということで、移管に該当する文書が、南海トラフの所属の方に存在するという確証が得られなかったため、前回見送ったこの目録の地域本部にある分について、8番から11番にかけて、それから442ページの17番、そして444ページの44番にそれぞれ広域調整それから広域避難というものに関する文書があります。それについては、地域本部、その所管の地域本部のエリアになるところっていうだけというものもあるんですけども、南海トラフ地震対策課にその5か所分がまとめたファイルが確認できない以上、これを廃棄するということとはできないと考えて、それらを移管と判断した次第です。

続いて445ページをお願いします。農業政策課です。

1番から446ページの22番まで、県内の農業に関する主要指標に関する冊子。それから事業概要をまとめた冊子。これらが前回のちょうど所属保管の選別作業をしているやりとりの中で、こういう移管に該当する冊子が存在するということが分かったので、今回も忘れないうちにこの第2回で諮問をして、全て移管と判断しました。

以上67冊。うち移管と判断したファイルは28冊となります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 それでは渡部委員からお願いします。

渡部委員 公文書館の提案に異議ございません。

山岡会長 はい。依田委員をお願いします。

依田委員 はい。特にありません。

山岡会長 それでは、公文書館の意見どおりということできたいと思います。

次が出先機関をお願いします。

公文書館 はい。施行日前の知事部局出先機関の選別結果です。

449ページをお願いします。

今回出先機関はもうこの中央西土木事務所の1か所だけなんですけど、こちらともファイル内容を精査しているところから今回の第2回になってしまったんですが、33番と34番に日下川の床上浸水対策特別緊急工事に関する文書があります。こちら先ほどの説明と同様に第1回のときにもあった平成30年の7月豪雨に関するところで、出先機関に

関しましては特に被害が大きかったエリア、そういったところを中心に、注意深く、文書のタイトルから場所を特定して、日下川やこの他宇治川に関する工事の文書を移管と判断しました。

以上733冊、うち移管と判断したファイルは18冊になります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 はい。渡部委員お願いします。

渡部委員 特に意見ございません。

山岡会長 はい。では依田委員お願いします。

依田委員 はい。471ページをご覧ください。471ページ387番。宇治川の河川改修の関係です。これは意見相違している資料3の一番最後にあるもので、二次選別では河川改修工事だから移管と判断したんですが、現物を見たところ、河川の雑草の草刈りのものだったので、軽微なものということで、これは原課の言うように廃棄でいいものと考えたところですよ。

以上です。

山岡会長 そうすると471ページ387番が意見が相違するということですが、先ほどの話ですと、河川の改修じゃなくて草刈りということですので、これは廃棄でいいのではないかと思います。よろしゅうございますか。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。ではそのようにいたしましょう。

次は、施行日前の県警をお願いします。

公文書館 施行日前の県警本部の選別結果です。

519ページをお願いします。602番に「不要文書ファイル【5年】」とありますが、こちらは県警が使用している文書システム上の文書を廃棄する際に、どの文書を廃棄するかというのをつづったものであり、文書廃棄簿とはまた違うということですので、こちらは廃棄と判断しました。

また、その次の603番それから604番に「通達等」とありますが、こちらは収受文書、発出されたものを受け取っただけということでしたので、こちらも廃棄としました。

この他、今回県警本部で移管としているのは、文書廃棄簿に関するものを全て移管と判断しています。

続きまして、603ページに、ここから警察署の目録になるんですけども、こちらも県警本部と同様に文書廃棄簿を移管としています。

その他として、620ページを開けていただいて、362番に警察署の庁舎落成式っていうのがあって、これも移管と判断しています。

ただ、後ほど委員の方から説明があると思うんですけども、今回このページに特に多かったんですけど、昭和の時代に作成された30年保存文書というのが、なかなか県警本部の方の文書というのが、知事部局の様にすぐに現物確認をしてということが時間的にもできなかったもので、少しこの昭和に作成した30年保存文書について、現物を見ていない段階で移管と廃棄を判断するのは、それは慎重になるべきなんではということも考えて、また、この昭和期の30年保存文書については、少しちょっと再検討したいというところがありますので、これについては、詳細は後ほど、また委員の先生からご説明いただきたいと思います。

以上、県警本部につきましては8,478冊で、うち移管と判断しているものは109冊にな

ります。

ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 文書廃棄簿等を残そうという方針には特に異議ございませんが、今公文書館から説明のありました、昭和に作られたものにつきまして、警察本部の方に聞きましたし、何冊か現物も今日は見せていただきました。

例えば、620ページの363番「警察造林関係綴」とか366番「警察造林日誌」というのがあります。これは警察の財政を若干補填するために、県内に警察林というのを設けて、警察が山林の造林をやるという、興味深い資料があります。日記とか管理のやり方だとか収益だとかがあって、こういう事実そのものはあまり知られていない話でして、現物も見ましたがどれもなかなか迫力のあるものでした。

あるいは620ページの367番「山岡杯関係書類」というのは戦前に山内家から高知警察署に山岡鉄舟の扁額が寄贈されたようです。山岡鉄舟というのは幕末から明治にかけての剣術家なんですけれども、それを記念をして、県警で山岡杯という奨励賞が設けられて、柔道とか剣道の大会が行われるということであって、これがずっと続いていたようです。

ちなみに戦前、高知警察署は、高知県からの要請によって山内家が建てたという由来があって、おそらくその際に山岡鉄舟の扁額が寄贈されたんだと思いますけれども、藩主家と県警との関係を示すものとしても面白い。この中に鉄舟の扁額の写真、そして昭和30年代のこの山岡杯をめぐる白黒写真が10枚ぐらいとじられていまして、当時の様子がよく分かります。おそらく山岡鉄舟の扁額は戦争で焼けたんじゃないかと思うんですけれども、そういう面でも貴重なものです。

などなど、この昭和30年代あたりに作られた警察の記録というのは、もう今は忘れられた事実や制度に関するものが大量に含まれているような気がいたします。やはりこれは現物を見るなり、もうちょっと詳細な聞き取りをやったの判断が必要だろうと思ひまして、公文書館ともお話したところですけども、少なくとも30年保存のものについては、継続の審議がよろしいのではないかと思います。

以上です。

山岡会長 依田委員をお願いします。

依田委員 はい。それでは私から報告します。

県警については、本日時点では、移管が適当、廃棄が適当というものは特にありませんが、渡部委員と同じように、ちょっと気づいた点をいくつか報告したいと思います。

まず、515ページをお願いします。515ページの上の方に500番と502番とありまして、これは平成25年の文書ですけども、500番は「平成25年通達」、502番は「重要起案文書」とあり、中身がさっぱり分かりません。そこで内容を聞いてみたんですけども、500番は受け取った文書だということ、502番の「重要起案文書」とは、どんな重要文書が入ってるかと聞いたら、職員の実習指導の文書だということで、全く重要ではないということでした。

要は警察はこのファイルの内容のところが全部空欄で、どのような文書が入っているかさっぱり分からないので、警察の担当の方をお願いして、名称だけでは中身が分からないものについては、ファイルの内容を記載していただきたいという要望をしたいと思ひます。

例えば、通達だけでもかなりの数があって、内容が全然分からないので、今回、結構な件数のものを聞いたんですけれども、受領文書が多くて、実際作ったものはあまりなかったもので、少なくとも、その受領文書ということだけでも書いていただければ、それらは一つ一つの確認がいらなくなる、と思うので、そこはぜひ警察の方をお願いしたいと考えたところです。

それ以外は先ほどの620ページのものですけれども、渡部委員が言ったように、造林関係のものとか山岡杯の関係とか、昭和30年代の前半のもの。もう60数年70年近く経っているもので、こんなものも残っていたのかなあと思ったところで、やはり、中身を見たら結構重要そうなもので、やはり移管の方がいいのかなと思いました。また、昭和の時代のものがかなり多く残っているそうなので、再度見て考えたいと思ったところです。

同じですけれども、532ページの883番のもんです。

これは「平成25年条例」ということで、条例ならば移管だと思ったのですが、なぜか廃棄になっているので、条例のどういう文書かを聞いたんですけど、いまいち担当の方も又聞きでよく分からないということで、こういうのも、次回にもう一回よく確認してみたいと思います。

あと540ページを見ていただきたいのですが、1,077番「平成5年 家裁と中学校等との連絡会議」です。これは、裁判所と中学校の連絡会議があって、警察がどういうふうに関わっているのか分からないのですけれども、聞くところによると、その開催の通知だけしかつづっていないと言っていたのですけれど、なぜか30年保存しているものなので、これも現物を見ないと分からないなと思って、次回の現物確認に回してよく見たいなと思ったところです。そういう継続審議にしたいものがいくつかありました。移管から廃棄とか、廃棄から移管への変更意見は現時点ではありません。

以上です。

山岡会長 警察は、中身が想像できるようなタイトルを付けてくれというのは、かなり公文書館として切実な、本当に見ないと分からないという、当たりが付けられないというのはちょっと困るので、そこらあたりは、要は後でチェックする人のことも考えて、タイトルを付けてねというのは、申し入れをしておいた方がいいと思います。

まずは「継続審議」と書いてあるのがありますが、620ページに書かれている30年保存、警察造林というのがあるというのは。昭和30年頃だから、そういうのもあったんでしょかね。まあこんなことも警察がやっていたというかなり珍しいものとして、まあ残す価値がありそうな感じがしますけどね。昔はこんなことをやってたんだという、そういう意味で。あるいは造林でも昭和30年頃ですからかなり利益を上げられた時代ですから、今みたいにほとんど儲けにならないでどうしようという時代ではないでしょうね。

それから、依田委員が言われた532ページの883番と、540ページの1,077番も、中身がよく精査しないと、廃棄するのか残すのかというのがよく分からないということで、「継続審議」で出ている1番から19番まで、この分については継続としたいと思います。

後は、山岡杯ももう焼けてるからそこに残ってる写真だけが扁額の存在を証明するものだとすればかなり貴重なものですから、ぜひ山岡杯は残すような形で考えていただければと思います。一応継続審議ということにしたいと思います。

よろしいですかね。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。それでは、次が公立大学法人ですかね。お願いします。

公文書館 続いて公立大学法人です。施行日前の公立大学法人ですが、755ページに6ファイルだけなんですけれども、高知工科大学です。実は前回の目録に本来入っていたんですけれども、少し内容をもう1回整理するということで、この6冊分だけ次にしてしまっただけなんですけれども、この目録に掲載されたのは全て学科会議の議事録になっておりまして、実際にこの現物の内容を確認すると、会議録というふうにはなっているんですけど、かなり細かい情報といいますか、個別の学生に関することや学科の非常に小さなルールとか、そういった内容に終始していたので、これらは全て廃棄で構わないというふうに判断しました。

以上ご審議をお願いします。

山岡会長 はい。渡部委員お願いします。

渡部委員 私も現物見ましたけれど、公文書館と同じ意見でした。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 はい。それでは全部廃棄ということで原案通りとしたいと思います。

次は、知事部局の本庁所属保管の施行日後公文書ファイルについて説明をお願いします。

公文書館 はい。施行日後の知事部局の本庁の選別結果です。

757ページをお願いします。南海トラフ地震対策課です。

こちら先ほど説明したとおり、地域本部の文書が前回見送っていた分を、今回の第2回で諮問するもので、これらは全て調査への回答であったため、廃棄と判断しました。

また、759ページの県民生活課、その次の761ページの農業政策課も、これまで移管とされていた広報誌や冊子について、前回の委員会で諮問できなかった年度の分があるということで、全て移管となっています。

以上14冊、うち移管と判断したファイルは8冊です。

山岡会長 はい。渡部委員お願いします。

渡部委員 異議ございません。

山岡会長 依田委員お願いします。

依田委員 特にありません。

山岡会長 それでは、原案通りとしたいと思います。

各委員 (了承)

山岡会長 次は県警本部、お願いします。

公文書館 施行日後の県警本部の選別結果についてご説明します。

766ページをお願いします。78番に「県議会資料」とあります。先ほどファイル内容が記載されていないということで、これまで県警に関しては、非常にその都度、質問してたんですけど、警察本部の議会に関する取りまとめというのがどこがやっているのかというのを、以前からちょっと聞いていたんですけど、そのときに総務課という回答がありまして、1年保存の議会資料というのが知事部局に相当する、議会に関する内容なのかというのを確認したんですけども、色々やりとりの結果、総務課が取りまとめで、今回目録に掲載されているのはこれだということなので、こちらを移管としました。

続いて788ページをお願いします。522番から525番まで、警察白書、補導白書、交通白書、犯罪統計書とありますが、こちらは毎年県警が取りまとめた統計に関する冊子で

あり、こちらは毎年移管となっておりますので、これらを前回の判断同様移管と判断しました。先ほど委員の先生からも要請があったところですが、警察本部につきましては、県民支援相談課というところが公文書の管理・所管をしています。

知事部局と作成されるファイルの種別も異なる、それからシステムで既にファイル名が、全ての署で作成される文書が、このファイル名にどれに属するかということで、もうタイトルが既に何かこう決まってるような形になっていいるようですので、となると、余計にこの内容を記載してもらおうとか、このタイトルのものはこういうものだというルールがあるのならばその一覧を提出してもらおう等、選別を判断するときに基準となるものを提供していただかないと、なかなかこのやりとりも煩雑になってしまうので、その記載の徹底をまたこちらからも再度要請したいと考えています。

以上9,293冊、うち移管と判断したのは12冊です。

ご審議をお願いします。

山岡会長 渡部委員をお願いします。

渡部委員 公文書館に異議ございません。

山岡会長 はい。依田委員をお願いします。

依田委員 私も特にございませんが、1点だけ確認をしたいことがあります。先ほどの766ページの議会資料、これについては私も現物を確認してないんですけれども、電子ということなので、どうやって公文書館で確認したのかちょっと教えていただきたいと思います。今後我々の委員会でも電子での確認が増えてくると思いますので、その際の確認の方法を教えていただければなと思っています。以上です。

公文書館 県警本部は使っているシステムは全く異なるものなので、この「県議会資料」は聞き取りでどんな内容、こちらが移管しているような資料が含まれているのか、質問に対する回答とか、検討の過程とかっていうので確認して移管としたんです。

電子に関しては、以前県警からも相談があったんですけど、今のところ、システムが異なる以上、データそのものをやりとりするというのは難しいと思うので、何かしら媒体に保存してもらって、それを持ってきてもらうというやり方しか、今のところないんじゃないのかなと考えております。

山岡会長 この電子のファイルの場合は、移管はどうやってやるんですか。

公文書館 知事部局であれば、そのままシステムで来るので、そのまま電子情報が送られてるんですけれども、それ以外、公立大学法人とか、県警察本部は全くこちらと違うシステムになるので、もう電子であれば、何かしら媒体にその文書を保存してもらって、それを受け取るっていうことしか、今のところ方法はないのではないかなと思っています。

山岡会長 CD-Rなどに入れてということですか。

公文書館 はい。

山岡会長 それは見るのは大変だなあ。ざっと斜め読みみたいな感じができないから困りますね。何かいい方法はないのかどうか。それから議会の資料を1年で捨てて廃棄するというのは、保存期間についての定め自体がまずいんじゃないんですか。1年で議会関係の資料を全部廃棄してしまう、保存期間が終わってしまう。例えば5年保存とか10年保存とかって再検討してもらえないもんなんですかね。議会軽視じゃないかという気もするので。

公文書館（宅間館長） 確かに知事部局ですとか教育委員会だとか、私がいたところ

ですと議会関係というのは大体5年です。どういうものがとじられてるかという、各課で答弁を作成したときの答弁書案ですか。そういったものが保存されているものと考えられますので、通常、そういったものが1年で捨てるというのは、我々の感覚からすると、ちょっとどうかなというところは正直あろうかと思います。

ただ一方で、県警さんのルールというところもあろうかと思いますので、一応我々の方からも、こういったご意見もあったし、我々の感覚からするとちょっとどうかなというところもあるということをお伝えはしてみたいというふうに考えてるところです。

山岡会長 議会の任期は4年ですからね。その議員さんの任期期間中ぐらいは記録を残しておかないと、と思います。そういう意見があったということをお伝えください。

それでは全ての実施機関のファイル名目録についての審議はこれで終了ということでよろしいですかね。

<休憩>

山岡会長 それでは再開させていただきます。

それでは資料4について、答申をベースに検討します。差し替え版が今配られていましたが、移管が適当であるものが別紙1、歴史公文書等に該当しないので廃棄が適当であるものが別紙2、継続して審議していくことが適当であるというのが別紙3に列挙されていますので、そのファイル、これでいいかどうかのご確認をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） 別紙の「理由」欄につきましては後日改めて各委員に確認をお願いしますので、この場ではファイル名の確認をお願いします。

<別紙確認>

事務局（法務文書課小谷補佐） すみません。訂正です。この別紙1の集中管理書庫の分の上から3行目の地域福祉政策課の「平成25年度条例改正」については、元のペーパーでは10年保存になっていますので「保存期間」を「5」ではなく「10」に訂正させていただきます。

山岡会長 ご確認よろしいですかね。

それでは、別紙1、別紙2及び別紙3のファイル名をご確認いただきましたでしょうか。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。では差し替え後の資料4の答申本文に別紙1から3を付けて、当委員会として答申することとしてよろしいですかね。

各委員 （了承）

山岡会長 はい。

事務局（法務文書課小谷補佐） 答申案は会長と協議のうえ決定し、公文書館長に答申書を発出します。答申書の写しは、各委員に送付させていただきます。

山岡会長 それでは議事はこれで終了して、その他の「第3回公文書管理委員会の日程等について」事務局から説明をお願いします。

事務局（法務文書課小谷補佐） はい。次回、令和6年度第3回高知県公文書管理委員会の開催日程につきましては、例年通りのスケジュール感で開催させていただきたいと思っております。それでいきますと、令和7年2月の第1週目の火曜日、令和7年2月4日という日取りとなりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

山岡会長 令和7年2月4日の開催ということで提案がありましたが、よろしゅうございますか。

各委員 (了承)

山岡会長 はい。それでは令和 6 年度第 3 回高知県公文書管理委員会については令和 7 年 2 月 4 日に開催することといたします。事務局から他に。

事務局 (法務文書課小谷補佐) 依田委員及び渡部委員におかれましては、今回同様事前に歴史公文書該当性の確認をお願いすることになろうかと思いますので、第 3 回委員会におきましても、ご予定の確保をお願いします。

なお、議事録につきましては、今回と同様に、次回、第 3 回委員会の資料になりますので、事務局で議事録を整理した後、各委員にご確認いただくこととさせていただきます。

山岡会長 よろしいでしょうか。

では次回の開催に先立って、事務局から改めて開催通知をお願いします。

それではこれで本委員会を終了したいと思います。

はい。お疲れ様でした。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲